

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	阿波市国民健康保険資格・給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿波市は、国民健康保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

阿波市長

公表日

令和4年6月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格・給付事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、阿波市国民健康保険被保険者の資格管理、保険給付の各事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び阿波市国民健康保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に利用する。</p> <p>①住民基本台帳情報や適用除外要件等の確認による被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 ③高齢受給者の負担割合の決定及び受給者証の交付。 ④高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ⑤限度額認定・標準負担額減額認定証の交付。 ⑥特定疾病療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ⑦療養費、移送費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給。 ⑧徳島県国民健康保険団体連合会と被保険者情報等の授受を行い、保険給付の支給決定を行う。 ⑨被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保総合システム及び国保情報集約システムと連携する。 ⑩オンライン資格確認業務(資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務)</p>
③システムの名称	<p>国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、医療保険者等向け中間サーバー等 * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二における情報提供の根拠 ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠 ・1,2,3,4,5,8,19,20,25,33,43,44,46,49,53 別表第二における情報照会の根拠 ・42,43 別表第二省令における情報照会の根拠 ・25 オンライン資格確認業務 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 国保医療課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿波市役所 企画総務部 企画総務課 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-36-8700 阿波市役所 市民部 国保医療課 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-36-8712
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿波市役所 市民部 国保医療課 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-36-8712

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保医療課長 猪尾 正	国保医療課長 友行 仁美	事後	
平成29年9月8日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、阿波市国民健康保険被保険者の資格管理、保険給付の各事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び阿波市国民健康保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に利用する。</p> <p>①住民基本台帳情報や適用除外要件等の確認による被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 ③高齢受給者の負担割合の決定及び受給者証の交付。 ④高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ⑤限度額認定・標準負担額減額認定証の交付。 ⑥特定疾病療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ⑦療養費、移送費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給。 ⑧徳島県国民健康保険団体連合会と被保険者情報等の授受を行い、保険給付の支給決定を行う。</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、阿波市国民健康保険被保険者の資格管理、保険給付の各事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び阿波市国民健康保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に利用する。</p> <p>①住民基本台帳情報や適用除外要件等の確認による被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 ③高齢受給者の負担割合の決定及び受給者証の交付。 ④高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ⑤限度額認定・標準負担額減額認定証の交付。 ⑥特定疾病療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ⑦療養費、移送費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給。 ⑧徳島県国民健康保険団体連合会と被保険者情報等の授受を行い、保険給付の支給決定を行う。 ⑨被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を次期国保総合システム及び国保情報集約システムと連携する。</p>	事前	
平成29年9月8日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	<p>国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月8日	I 関連情報 2.特定個人情報 ファイル名	国民健康保険法による資格、給付に関する情 報ファイル	国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給 付ファイル	事前	
平成29年9月8日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30の項	番号法第9条第1項 別表第1の30の項、番号 法別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第24条	事後	
平成29年9月8日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の43の項	番号法第19条第7号 別表第二における情報提供の根拠 ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58, 62,78,80,87,88,93,97,106,109,119 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(以下「別表第二省令」とい う。)における情報提供の根拠 ・1,2,3,4,5,8,19,20,25,33,43,44,46,49,53 別表第二における情報照会の根拠 ・42,43 別表第二省令における情報照会の根拠 ・25	事後	
平成29年9月8日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年9月8日 時点	事後	
平成29年9月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年9月8日 時点	事後	
平成30年5月14日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	国保医療課長 友行 仁美	国保医療課長 妹尾 浩子	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年6月1日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	平成29年9月8日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年6月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	平成29年9月8日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、阿波市国民健康保険被保険者の資格管理、保険給付の各事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び阿波市国民健康保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に利用する。</p> <p>①住民基本台帳情報や適用除外要件等の確認による被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 ③高齢受給者の負担割合の決定及び受給者証の交付。 ④高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ⑤限度額認定・標準負担額減額認定証の交付。 ⑥特定疾病療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ⑦療養費、移送費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給。 ⑧徳島県国民健康保険団体連合会と被保険者情報等の授受を行い、保険給付の支給決定を行う。 ⑨被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を次期国保総合システム及び国保情報集約システムと連携する。</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、阿波市国民健康保険被保険者の資格管理、保険給付の各事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び阿波市国民健康保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に利用する。</p> <p>①住民基本台帳情報や適用除外要件等の確認による被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 ③高齢受給者の負担割合の決定及び受給者証の交付。 ④高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ⑤限度額認定・標準負担額減額認定証の交付。 ⑥特定疾病療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ⑦療養費、移送費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給。 ⑧徳島県国民健康保険団体連合会と被保険者情報等の授受を行い、保険給付の支給決定を行う。 ⑨被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保総合システム及び国保情報集約システムと連携する。 ⑩オンライン資格確認業務(資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務)</p>	事前	
令和2年9月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<p>国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、医療保険者等向け中間サーバー等</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項 別表第1の30の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年9月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二における情報提供の根拠 ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠 ・1,2,3,4,5,8,19,20,25,33,43,44,46,49,53 別表第二における情報照会の根拠 ・42,43 別表第二省令における情報照会の根拠 ・25	番号法第19条第7号 別表第二における情報提供の根拠 ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠 ・1,2,3,4,5,8,19,20,25,33,43,44,46,49,53 別表第二における情報照会の根拠 ・42,43 別表第二省令における情報照会の根拠 ・25 オンライン資格確認業務 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和4年3月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二における情報提供の根拠 ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠 ・1,2,3,4,5,8,19,20,25,33,43,44,46,49,53 別表第二における情報照会の根拠 ・42,43 別表第二省令における情報照会の根拠 ・25 オンライン資格確認業務 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第19条第8号 別表第二における情報提供の根拠 ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠 ・1,2,3,4,5,8,19,20,25,33,43,44,46,49,53 別表第二における情報照会の根拠 ・42,43 別表第二省令における情報照会の根拠 ・25 オンライン資格確認業務 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和4年3月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和4年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	
令和4年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	